

# 保育料の算定方法について

## 1. 算定方法について

- お子さんの4月1日時点の年齢（年度途中で誕生日を迎えても変わりません。）に基づき、父母の市町村民税額の合算で 令和3年度 鶴岡市保育料表のとおり決定します。
- 4～8月分の保育料は、令和2年度の市町村民税額で決定し、9月以降の保育料は、令和3年度の市町村民税額で決定します。そのため、階層区分に変更がある場合は、9月以降の保育料が変更となります。副食費の徴収、免除の判定も保育料の算定と同様に、4～8月分は令和2年度の市町村民税額、9月以降分は令和3年度の市町村民税額で判定します。  
※転居や離婚等による世帯員の変更または修正申告等により市町村民税額に変更があった場合は、保育料が変更になる場合がありますので、「入所児童世帯等変更届」を園または入所担当課にご提出ください。
- 年少扶養控除、16～18歳までの特定扶養控除の上乗せ部分の控除、住宅取得控除、寄附控除（ふるさと納税等）、配当控除、電子申請控除等の税額控除は、保育料算定の対象とならないため、控除前の税額で算定します。

## 2. 保育料等について

- 保育料の納付について  
幼稚園、認定こども園、地域型保育所の保育料は、園で徴収しますので、鶴岡市が決定した保育料は、園に納付ください。
- 保育料の軽減及び0歳児保育料の改定について  
・保育料負担軽減事業により令和3年9月1日から当分の間、B3～D3階層の保育料が軽減され無償となります。※山形県保育料無償化に向けた保育料軽減交付金事業の一環で実施するものです。  
・0歳児の保育料が1、2歳児の保育料に統一されます。
- 園が定める実費徴収について  
副食費や延長保育料、通園バス料金等は、園が金額を定め園が徴収しますので、納付方法等は各園にお問い合わせください。
- 副食費について  
0～2歳児の給食費は保育料に含まれており、3歳児以上クラスになると副食費の徴収が始まります。※2歳児まで保育料が無償であっても3歳児になると副食費が徴収となる階層があります。

### 《お問い合わせ》

鶴岡市役所 子育て推進課	Tel 0235-35-1291	直通	榊引庁舎 市民福祉課	Tel 0235-57-2116	直通
藤島庁舎 市民福祉課	Tel 0235-64-5810	直通	朝日庁舎 市民福祉課	Tel 0235-53-2115	直通
羽黒庁舎 市民福祉課	Tel 0235-26-8774	直通	温海庁舎 市民福祉課	Tel 0235-43-4613	直通

## 令和3年度 鶴岡市保育料表（1号認定）

適用日：令和3年9月1日

世帯の階層区分		保育料月額	副食費の徴収		
生活保護世帯等		A	0円	免除	
市町村民税非課税の母子・父子・障害者世帯		B1	0円	免除	
市町村民税非課税世帯		B2	0円	免除	
市町村民税 所得割額	1円以上～ 77,101円未満	母子・父子・障害者世帯	C	0円	免除
		母子・父子・障害者世帯以外	D1	0円	免除
	77,101円以上～211,201円未満		D2	0円	●徴収
	211,201円以上		D3	0円	●徴収

- (注) 1. 父母以外の児童の直系家族が生計中心者である場合、その生計中心者の税額で副食費免除判定をする場合があります。
2. 年度当初18歳未満のお子さんを3人以上養育している場合、申請により3人目以降のお子さんの副食費は免除になります。

2・3号認定の保育料表は裏面に記載

# 令和3年度 鶴岡市保育料表（2・3号認定）

適用日:令和3年9月1日

世帯の階層区分		認定	0・1・2歳児の月額保育料 ( )内は、軽減前の保育料	副食費の徴収 3歳児以上	
生活保護世帯等	A	標準	0円	免除	
		短時間	0円	免除	
市町村民税非課税の 母子・父子・障害者世帯	B1	標準	0円	免除	
		短時間	0円	免除	
市町村民税非課税世帯	B2	標準	0円	免除	
		短時間	0円	免除	
市町村民税均等割のみ課税の 母子・父子・障害者世帯	B3	標準	0円 (7,500円)	免除	
		短時間	0円 (7,000円)	免除	
市町村民税均等割のみ課税世帯	B4	標準	0円 (16,000円)	免除	
		短時間	0円 (15,500円)	免除	
市町村民税所得割額	1円以上～ 48,600円未満	母子・父子・障害者 世帯	C1	標準 0円 (8,000円)	免除
		母子・父子・障害者 世帯以外	D1	標準 0円 (17,500円)	免除
	48,600円以上～ 57,700円未満	母子・父子・障害者 世帯	C2	標準 0円 (8,000円)	免除
		母子・父子・障害者 世帯以外	D21	標準 0円 (22,000円)	免除
	57,700円以上～ 70,000円未満	母子・父子・障害者 世帯	C2	標準 0円 (8,000円)	免除
		母子・父子・障害者 世帯以外	D22	標準 0円 (22,000円)	●徴収
	70,000円以上～ 77,101円未満	母子・父子・障害者 世帯	C3	標準 0円 (8,000円)	免除
		母子・父子・障害者 世帯以外	D3	標準 0円 (27,000円)	●徴収
	77,101円以上～ 97,000円未満	～97,000円未満	D3	標準 0円 (27,000円)	●徴収
			短時間	0円 (26,500円)	●徴収
	97,000円以上～ 169,000円未満	～169,000円未満	D4	標準 35,000円	●徴収
			短時間	34,000円	●徴収
	169,000円以上～ 250,000円未満	～250,000円未満	D5	標準 43,000円	●徴収
			短時間	42,000円	●徴収
	250,000円以上～ 301,000円未満	～301,000円未満	D6	標準 47,000円	●徴収
			短時間	46,000円	●徴収
	301,000円以上		D7	標準 52,000円	●徴収
			短時間	51,000円	●徴収

(注)

1. 父母以外の児童の直系家族が生計中心者である場合、その生計中心者の税額で保育料算定と副食費免除判定をする場合があります。
2. 兄弟姉妹で2人以上同時在園している場合の0～2歳児の保育料は2人目が半額、3人目以降は無料となり、小学校入園前の兄弟が幼稚園や障害児通所施設等に入園している場合も同様です（市への届出が必要な場合があります）。
3. 年度当初18歳未満のお子さんを3人以上養育している場合、申請により3人目以降のお子さんの0～2歳児の保育料が無料、3歳児以上の副食費は免除になります。
4. B3～D3階層の保育料が軽減され無償（0円）となります。  
B3～D3階層の保育料軽減は、「山形県保育料無償化に向けた保育料軽減交付金事業」の一環で実施しており、令和3年9月1日から当分の間、無償となります。
5. 令和3年9月1日から、0歳児の保育料を1、2歳児の保育料金に統一した料金表となります。